

横浜市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する取扱要綱

制 定 令和8年3月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事等」という。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第13条の規定に基づき、労務費ダンピング調査を行う場合の手續について必要な事項を定める。

(調査の対象)

第2条 本市が発注する工事等のうち、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成16年4月1日制定）第1条の2に基づき調査基準価格を設定した工事等の請負契約を対象とする。

(一定水準額の算出方法)

第3条 契約事務受任者（横浜市契約事務委任規則（平成11年4月横浜市規則第37号）により市長の委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「交通事業管理者」と読み替えるものとする。以下同じ。）が定める一定水準額は、「本市設計の直接工事費の額×0.97」とする。

(労務費ダンピング調査)

第4条 契約事務受任者は、調査対象の落札予定者又は落札候補者（以下、「調査対象者」という。）が入札時に提出した工事費内訳書（再度入札の場合は、再度入札時に提出した工事費内訳書）に記載の直接工事費の額が、前条の規定により算出した一定水準額を下回るかどうかについて、確認を行うものとする。

2 前項の確認の結果、調査対象者が一定水準額を下回った場合は、当該調査対象者は、契約事務受任者が指定する日までに、労務費ダンピング調査回答書（第1号様式）を提出しなければならない。

3 契約事務受任者は、当該調査対象者から前項の規定に基づく回答があつたときは、速やかに当該契約に係る工事所管区局に回答内容の確認を求める。

4 工事所管区局は、契約事務受任者から前項の回答内容の確認を求められた場合は、速やかに記載内容が合理的な回答であるかどうかを確認し、当該回答に対する調査結果の回答を契約事務受任者に提出するものとする。

5 第2項の回答書について、契約事務受任者が指定する日までに提出しなかった場合は、当該調査対象者を落札者とししないものとする。

(調査結果の取扱い)

第5条 契約事務受任者は、前条の調査の結果、合理的な回答と認められない旨の回答があった場合には、当該調査対象者に対し、労務費ダンピング調査結果に基づく要請書（第2号様式）により注意喚起を行い、建設業法令遵守推進本部（建設Gメン）に必要な情報を通報する。この場合において、当該調査対象者を落札者とし契約は締結するものとする。
（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、契約事務受任者が工事所管区局と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、施行日以後に公告する工事等の請負契約から適用し、施行日前までに公告した工事等の請負契約については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条第2項）

年 月 日

契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

労務費ダンピング調査回答書

横浜市工事請負契約に係る労務費ダンピング調査に関する取扱要綱第4条第2項の規定により、次のとおり回答します。

契約番号： _____

工事件名： _____

回答

理由	回答欄
一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。	
発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。	
過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。	
下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。	
その他（理由の詳細を記入）	

※該当する理由の回答欄に「○」印を記入してください。当てはまる項目がない場合には、その他欄に理由の詳細を記入してください。

第2号様式（第5条）

第 号
年 月 日

（請負人）

様

契約事務受任者

労務費ダンピング調査結果に基づく要請書

下記工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関連法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

工 事 件 名			
契 約 番 号		開 札 日*	
工 事 担 当 課			

指 摘 事 項	
---------	--

※ 再度入札を実施した案件については、再度入札の開札日